

大正期皇室法令をめぐる紛争 (下)

——皇室裁判令案・王公家軌範案・皇室典範増補——

高久嶺之介

目次

はじめに

一 皇室をめぐる法構造の転換とその矛盾

① 一八八九年皇室典範の問題点

② 公式令の制定

③ 一九〇七年皇室典範増補の公布

④ 転換後の問題点

二 帝室制度審議会の創設

① 創設の要因

② 会の構成

三 皇室裁判令案をめぐる紛争

① 皇室裁判令案起草

② 枢密院審査委員会の人的構成

③ 皇室裁判令案審議過程 (以上『社会科学』三二号)

四 王公家軌範案をめぐる紛争（以下本号）

① 朝鮮王世子婚姻問題

② 王公家軌範案の起草と内容

③ 枢密院における紛争

五 原内閣と皇室典範増補問題

① 原内閣の成立と典範改正問題

② 原折衷案の挫折と皇室典範改正の決定

③ 皇室典範増補の公布と辞表問題

六 諸法令のその後と紛争の意味

① 諸法令のその後

② 紛争の意味

四 王公家軌範案をめぐる紛争

① 朝鮮王世子婚姻問題

皇室裁判令案審議とならんでこの時期枢密院で紛争をひきおこしたのは、王公家軌範案審議であった。

ところで、帝室制度審議会が王公家軌範案を起草する前提として、朝鮮王世子と梨本官方子女王との婚姻問題が進行していたことはすでに述べた。ここではまず、この婚姻問題の発生と進展を概観しておこう。なぜならこの婚姻の完遂という至上命題が、王公家軌範案問題や典範改正問題に重くのしかかるからである。

当事者の記述として、方子女王の母である梨本伊都子氏（当時は伊都子王妃）の回想録『三代の天皇と私』がある。

それによれば、婚姻の打診が波多野宮相によっておこなわれたのは、一九一七（大正六）年の「晩秋のある日」であった、という。波多野の話はこうであった。朝鮮王世子の妃については、朝鮮総督府でも選考しており、また李太王もできれば日本の皇族から妃をいただきたいという意向である、そこで宮内省でも調査の結果、伏見宮恭子女王、山階宮安子女王、梨本宮方子女王の名があたり、評議の末白羽の矢は方子女王ということになった、お考えいただきたい、と。それから幾日か立ち、梨本宮守正王は、訪れた波多野に承諾の旨を言葉少なく語ったという。⁽¹⁾

梨本伊都子氏は、この婚姻を「大陸に野望のある一部軍人の圧力」と回想している。⁽²⁾

この回想録で梨本伊都子氏は、一九一七年の晩秋に波多野宮相から突然打診があった、としているが、これは一九一六年の記憶ではないかと思われる。⁽⁴⁾なぜなら、一九一六年九月に提出された伊東の「皇室制度再査議」⁽⁴⁾に前掲した如く「近時仄聞スル所ニ依レハ、王世子殿下ハ某女王ト婚約成リ、既ニ内許ヲ仰レタルカ如シ」との記述がある。また、この婚姻問題の火つけ役は、朝鮮総督府であったと推測される。

「寺内正毅日記」の一九一六（大正五）年八月一日・八月一三日・八月一四日・八月一六日の条に次のような記事がある。⁽⁵⁾

（八月一日）

午前参内宮内大臣ニ面晤シ李王世子婚儀ニツキ相談ス

次テ

拝謁ヲ玉リ李王ニ内意ヲ伝達シ奉答スヘキ旨ヲ奉答シ退下ス

（八月一三日）

閔長官昨夜出京ストテ今朝來訪世子婚約ニツキ李王并ニ李太王ノ親書ヲ王世子ニ持參ス
午后高井ニ金岡氏來訪王世子歎喜ノ状ヲ陳フ

(八月一四日)

午前十一時波多野宮相ヲ訪キ王世子婚約ノ事其他ニツキ協議ス

(八月一六日)

今朝七時五分上野苑天機奉伺ノ為メ日光ニ至ル、閔長官同行ス……(中略)……閔長官已下王世子婚約ノ件ニツキ拜謁ヲ玉フ。

當時朝鮮總督であつた寺内の日記の中に王世子婚姻問題が記述されるのは、この八月の記事が最初である。これらの記事によれば、寺内は波多野宮相との連携のもとにこのことをすすめている。八月にはすでに天皇の「御内許」もえていた。八月一六日に、寺内は閔泳綺李王職長官とともに「天機奉伺」のため日光におもむくが、これは、天皇の「御内許」をえたことでの天皇に対する閔李王職長官の「お礼」の意味があつたらしい。一九一八年一〇月二三日の伊東巳代治の日記に、皇室典範改正問題で寺内との会談の様子が掲載されているが、寺内は婚姻問題の経過を述べ、そこで「(因泳綺)李王職長官を日光に伴ひ拜謁の砌同長官をも随行せしめ親しく御礼を言上せしめたり、當時は猶ほ朝鮮總督時代にして内閣組織の大命を拜する前にして当時拜謁の時には鷹司(照道)侍従長侍立し居れり」と語っている。

また伊東の一九一八(大正七)年一〇月一八日の日記には次のことも記されている。

婚嫁問題は前きに元老及前宮内大臣の意見を徴せられ、其奏薦に依りて既に御内許を経たる後当局大臣より梨本宮に内達せられ、李王家には寺内朝鮮「総督」をして、勅旨を伝へられ、李王より謹奉の誠忱を表し、茲に両家の内約成立したる後に於て法律關係に付帝室制度審議會に諮問せられ、審議會に於て慎重熟議を尽したる結果を以て宮相に答申に及びたる次第……。

伊東は婚姻問題に直接かかわった人物ではないから、右の記述は波多野宮相よりの伝聞であろう。ともかくも、第一に、この婚姻問題については、山県有朋・松方正義・大山巖・西園寺公望らの元老、前宮内大臣渡辺千秋にも意見を求めたことが知られ、第二に、この婚姻の法的根拠について帝室制度審議会に諮問されたことを知ることができる。この諮問の時期は、「大正五年十二月」であった。

要するに朝鮮王世子と梨本宮方子女王の婚姻は、朝鮮の円滑な支配をめざす朝鮮総督府がその火つけ役であったと思われるが、それは宮内省との連携のもとにすすめられ、さらに山県ら元老の承認、天皇の「御内許」という最高の国家意志発現者の承認をもってすすめられたのである。朝鮮総督寺内は一九一六（大正五）年一〇月に内閣を組織するのであるから、内閣総理大臣もこの計画に加わっていたことになる。

以上のような布陣でこの婚儀がすすめられたのであるから、たとえいかなる事態がおこってもこの婚儀は完遂せねばならなかった。このことが後に王公家軌範問題や皇室典範増補問題を規定することになる。

② 王公家軌範案の起草と内容

さて朝鮮王世子と梨本宮方子女王の婚姻の法律関係について諮問をうけた帝室制度審議会は、いかなる形でこれに対処しようとしたのか。この問題は、法的にはきわめてむずかしい問題であった。まず皇族の婚嫁については皇室典範第三十九条「皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ依リ特ニ認許サレタル華族ニ限ル」の原則がある。この場合、王公族をいかなる身分範疇で位置づけるのが問題になる。前述した如く、王公族を法的に皇族に準ずるものとみなすか、全く皇族とはみなさないかによって二つの対応が考えられる。もし王公族を国法上において皇族に準ずるものとみなす

ならば、皇室典範第三九条を法的根拠として婚姻が実施できる。また、もし王公族を国法上全く皇族とみなさなければ、皇室典範第三九条は改正されねばならない。皇室令によって王公族男子と皇族女子との婚姻を規定するという方法は、あくまで皇室令よりも皇室典範が優先するという原則からして不可能である。

伊東巳代治が「帝室制度再査議」を書いた時には、伊東自身どちらの対応をなすかは明確ではなかった。前述した如く、ニュアンスとしては、王公族を皇族とみなさない、というニュアンスが強かったのである。

しかし、結局のところ、帝室制度審議会は、王公族を国法上は皇族に準ずるものとみなす、という認識に達している。そのことは、前記婚姻問題は典範改正を行わないで、典範第三九条にもとづいて行うことを意味していた。

王公族は国法上皇族に準ずるものとみなしたとしても、やはり王公家に対するなんらかの軌範は必要であった。王公家軌範は婚姻問題だけに必要だったのではない。なによりも王公家軌範は一九一〇年以來の懸案事項だったのである。まず王公族とは子孫のどの範囲までさすのか明らかではなかった。その他王公家の承襲順序の原則、王公族の降下問題、懲戒問題、世襲財産問題、遺産相続問題等において王公族を規制する法令は存在しなかった。王公族についての法的整備なしに、王公族を規制できない。

「伯爵伊東巳代治」によれば、王公家軌範案の起草経過は次のようである。

伯（伊東―高久注）は着手に先ち首相寺内正毅、宮相波多野敬直と熟議して其の綱要を定め、次いで岡野平沼有松倉富奥田鈴木二上富井の八委員を、之が特別委員に指定し、尚ほ岡野馬場山内の三委員を起草委員に命じ、且岡野馬場の両委員及囑託栗原広太を朝鮮に特派し、月余に亘りて旧韓国王室の制度慣習を調査せしめたる等、用意極めて周匝なりしが、王公家軌範の稿成るに及んで、之が為に委員会を開くこと三十四回、総会を開くこと十五回の多きに達し、縦横論議を尽して、漸く成案の確定を見るに至れ

王公家軌範案が宮内大臣を経て天皇に上奏されたのは、一九一七（大正六）年二月一七日であった。^⑪
 さて、この王公家軌範案はどのようなものであったか。簡単にみてみよう。まず構成は次のようになる。^⑫

第一編 王家及公家

第一章 王系及公系（一～一〇条）

第二章 王族及公族（一一～二二条）

第二編 身位

第一章 総則（二三～三二条）

第二章 成年（三三～三三条）

第三章 班位（三四～四三条）

第四章 叙勲任官（四四～五三条）

第五章 降下（五四～五九条）

第六章 懲戒（六〇～六六条）

第七章 失踪（六七～七一条）

第三編 財産

第一章 総則（七二～八七条）

第二章 世襲財産（八八～一〇二条）

第四編 親族

第一章 総則（一〇三～一〇七条）

第二章 婚嫁（二〇八～二一八条）

第三章 親子（二一九～二二三条）

第四章 親権（二二四～二三〇条）

第五章 後見（二三一～二四〇条）

第五編 相続

第一章 遺産相続（二四一～二五七条）

第二章 遺言（二五八～二七二条）

第六編 喪葬

第一章 喪儀（二七三～二八〇条）

第二章 服喪（二八一～二九七条）

第三章 墳塋（二九八～三〇一条）

第七編 王公族審議會（三〇二～三二〇条）

附則（三二一～三二三条）

附式

王公家軌範案の内容を概略的に記してみよう。最大の特徴は、王公族は国法上皇族に準ずるものという点を前提に成案されていることである。したがって王公家軌範案は当然皇室令案であった。この前提は、王公家軌範案の条文やこの案の注解の前文に文字として散見する。この前文には、「王公族ハ国法上皇族ニ準シテ其ノ待遇ヲ享クルハ条約及詔書ニ之ヲ覩ルヘク、一般臣民ノ遵由スヘキ法規ヲ以テ王公族ヲ律スヘカラサルハ亦毫芒ノ疑義ヲ容レス、乃チ王

公族ノ為ニ特殊ノ法規ヲ制定スルハ寔ニ必須ノ要務タリ」と記されている。さらに第二十三条の条文は、「王公族ニハ皇族ニ準シテ皇室裁判令ヲ適用ス」となっており、第一百七七条の条文は「臣籍ヨリ王公族ニ嫁シタル女子離婚ノ場合ニ於テハ実家ニ復籍ス」となっていた。この百十七条の条文は王公族は臣籍ではない、ということをも前提にしている。

第二の特徴は、王公家軌範案の各条文は皇室典範および皇族身位令・皇室財産令等各種皇室令の皇族にかんする規程がそのまま、あるいは若干の修正をうけながらも生かされていることである。王公族は皇族に準ずるのだから当然といえば当然であった。王公家軌範案の注解の前文は、「若夫レ皇室令ノ形式ヲ以テシ且範圍ヲ皇族ニ関スル法規ニ執リタルハ王公族ノ身位権義皇族ニ準セサルヘカラス」と記している。王公家軌範案が皇典典範および各種皇室令に準拠しながら成案となっていることの若干を、第一編および第二編についてのみ述べるならば、次のようになる。

第一編第一章は王家公家の承襲順位について記したものであるが、男子血統主義、嫡庶の別など皇室典範第一章皇位継承の条文に準拠したものである。また第一章の第九条「王又ハ公ハ隱居ヲ為スコトヲ得ス」は明らかに皇室典範の原則である讓位の禁止に対応するものであった。第一編第二章は王族公族の範圍を定めたものであり、王族は四世まで、公族は三世までとしたが、これは皇室典範第三十一条の方式に準拠したものであった。もともと皇室典範第三十一条の場合、五世までを皇族としたところに相違は存在したが。第二章の第十八条「王公族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」は、「王公族」の文字を「皇族」と換えるならばそのまま皇室典範第四十二条となる。同様のことは第二十条「王族又ハ公族ノ臣籍ニ入りタル者ハ王族又ハ公族ニ復スルコトヲ得ス」にもいえる。「王族又ハ公族」を「皇族」と換えるならば一九〇七年皇室典範増補第六条と同じになる。

第二編身位はそのほとんどが皇族身位令の各条文に依拠していた。そのことは当然王公族は日本皇族の生活形態を営むことを余儀なくされた。李王家の伝統性の無視である。王公族男子は日本皇族男子と同様、満一八歳になれば原則として陸海軍の武官となることが運命づけられた(五十八条)。また王公族は、商工業を営むことが禁止され(二十八条)、外国(もちろん朝鮮は含まれない)に旅行の際は天皇の勅許が必要とされ(二十七条)、また公共団体の吏員または議員となることも禁止された(三十条)。日本皇族と同様の処置である。叙勲任官は、朝鮮の王の場合、日本親王と同様に満一五歳で大勲位に叙勲され、菊花大授章が与えられた(第四十四条)。王世子・王世孫・公は日本の王と同様、満一五歳で勲一等に叙勲され、旭日桐花大授章が与えられた(第四十六条、第四十八条)。この他に第三編財産は皇室財産令の各条文、第四編親族は皇室親族令・皇室婚嫁令などの各条文に依拠していた。

要するに、王公族に関する規定は皇室典範、各種皇室に関する法令に依拠され、そしてそのことよって王公族の「皇民化」が促進されるような「配慮」がなされていたのである。

③ 枢密院における紛争

王公家軌範案はどのような展開をとげるか。

この案が枢密院に諮詢されたのは、一九一八(大正七)年五月一四日であった。¹⁶二〇日にはこの法案審議のための委員が指定される。¹⁷委員長が伊東、委員が金子堅太郎、末松謙澄、南部甕男、浜尾新、小松原英太郎、穂積陳重、安広伴一郎、一木喜徳郎であり、皇室裁判令案の委員と同一であった。

二五日、第一回審査委員会開催。この時安広より、「本案ノ審査ニ付テハ先ツ其ノ根本問題タル王公家ノ国法上ノ

地位ヲ解決セサルヘカラス、仍テ次回ノ委員会ヘ此ノ点ヲ審議スル為委員ノミノ協議会トシテ開会セムコト」という提議があり、一木、末松、小松原各委員よりこの提議に賛成の陳述があつた。⁽¹⁸⁾ 次回の内容はこの時点できまつた。

六月一〇日、第二回審査委員会開催。この会は「委員間ノ協議会」である。この時一木より、王公家軌範案審査の以前に審議決定すべき事項として次の二点が提出される。⁽¹⁹⁾

(一) 王公族ハ国法上特殊ノ地位ヲ有スト為スノ根拠乏シキカ故ニ皇室令ヲ以テ憲法上ノ立法事項ニ関シ王公族ニ適用スヘキ特例ヲ規定スルノ不当ナルコト

(二) 皇族ト王公族トノ婚嫁ニ付テハ皇室典範ニ其ノ根拠ト為ルヘキ明条ナキカ故ニ別ニ法律上相当ノ根拠ヲ求ムルノ必要ナルコト

この一木の意見は、帝室制度審議會の方針と真向から対立するものであつた。明らかに一木の意見は、王公族は国法上皇族に準ずるものではない、という意見の表明である。一木によれば、王公家軌範を皇室令で制定することは不当であり、王公家軌範は「憲法上ノ立法事項」、すなわち帝國議會の議決を経て法律でもって制定するべきものであつた。王公族を国法上皇族に準ずるものとみなさないと、いう前提に立つならば、論理上当然の意見であつた。またこの前提に立つならば、皇族と王公族との婚姻に皇室典範第三十九条を準用するなどということは全く不当なことになる。もし皇族と王公族の婚姻を行わなければならないとすれば、「別ニ法律上相当ノ根拠」が必要になる。この「根拠」を一木は明示してはいないが、皇室典範改正であつた筈である。皇族と王公族との婚姻を、皇室典範第三十九条を準用せずに、皇室典範改正でもって行ふという方式は、くり返し述べる如く、王公族は国法上皇族に準ずるものではない、という前提から発していた。

この一木の意見に対しては、末松、小松原、浜尾、安広各委員の賛成意見が陳述された。⁽²⁰⁾ すなわち枢密院審査委員

会の大勢は、王公族は国法上皇族に準ずるべきものではない、という意見だったのである。委員中の例外は金子であった。金子は、「王公族ニ国法上特殊ノ地位ヲ認ムルコト妥当ナリトノ旨」を陳述した⁽²¹⁾。金子は帝室制度審議会の意見に曖昧ながら賛成したのである。この審査委員会は、次回には帝室制度審議会の説明員の出席を求めて尚質疑をせん、との伊東委員長の発議が可決される形で閉会した⁽²²⁾。

第三回審査委員会は六月一四日である。この会では末松の質問、平沼・岡野の説明がなされたが、何等決議がなされず閉会している。

結局のところ、王公家軌範案についての枢密院審査委員会はこの三回のみでおわっている。皇室裁判令案の審査の時には行われた各編各章各条文に及ぶ具体的審査は何一つなされなかった。

枢密院における王公家軌範案審査の非常に早い終息の原因は何か。おそらくは、枢密院において王公家軌範案の成立が望めないことを知った伊東審査委員長が、一木らの修正意見が決議される以前に、審査委員会を終息させたのではないかと思われる。その辺の事情を類推させるのが、次に掲げる一九一八(大正七)年六月一四日付内閣書記官長児玉秀雄より首相寺内宛の書簡である。⁽²⁴⁾

拝啓 昨日御申附ノ件早速後藤男ニ申上候、全男ハ公務ノ都合上本日ハ差控ヘ明朝御申上タル由ニ御座候、次ニ本朝二上書記官長ニ面会ノ席ヲ以テ皇室才判令及王公族規範ニ関スル経過相尋候所大体左ノ通ニ話候

一、才判令ハ委員会ノ多数ハ仮令皇室令ニテ規定スルトモ斯ル細微ニ渉ル事項迄ヲ特ニ規定スルノ要ナシトノ意見ニテ十数条ニ緊縮シタル修正案ヲ作り修正案ハ委員会通過ノ模様ノ由ニ有之候

二、婚嫁令其他ノ王公族規範ニ付テハ王公族ヲ皇族ニ準シテ取扱フコトハ異論ナキモ其ノ形式ハ皇室典範ヲ改正スルヲ至当トスト

ノ意見ニ有之、其他ノ規範ノ内容ハ所謂立法事項ニ渉スルモノニシテ特ニ皇室令ヲ要スル法律又制令ニ多少ノ修正ヲ加フルヲ以テ足レリトス、現ニ朝鮮民事令刑事令ハ其主義ヲ執リト云フニ有之候

而テ委員中金子子爵カ曖昧ナル賛成論者タルノ外他ノ委員ハ原案反対ニシテ末松子ノ如キハ如此案ニ賛成スルハ不忠不義ナリト極論セラル、由ニ御座候、從テ副議長初メ委員会ハ速ニ議了シ之ヲ 至尊ニ返上申上ケルカ又ハ修正ニ同意ナレバ枢密院ニ於テ修正ノ上奏スヘシト唱ヘ居ル由、伊東子ハ一日ト決議ノ延期ヲ要求シ居ルモ現ニ今日ニモ委員会ニ於テ議決セントスル勢ナリトノ事ニ有之候

表面ノ事情ハ大略以上ノ如ク被存候、伊東子ノ立場ハ余程困難ナルカ如ク被案候、委細ハ明日後藤男ヨリ御話有之候事ト被存候モ右御含迄ニ御内報申上候

六月十四日

敬具

秀雄

寺内伯爵閣下

この差出日付である「六月一日」は王公家軌範案第三回審査委員会があつた日である。この書簡によれば、この日、清浦圭吾副議長をはじめとした審査委員会の大勢は、王公家軌範案を天皇に返上するか、あるいは修正の上奏をせんとする勢いであり、伊東はこの決議を阻止せんとしていた、という。伊東はこの日質疑に時間を費す形で、審査委員会多数派の行動を規制し、そしてこの日以降においてはその審議をストップさせたのかもしれない。

なお、この書簡で興味をひくのは、「婚嫁令其他ノ王公族規範」という文字である。王公家軌範案全二二三条中婚嫁に関する部分は一〇八条から一一八条まで、わずか一ヶ条にすぎない。にもかかわらず、児玉は「婚嫁令其他ノ

(下)
 王公族規範」と書いた。このことは児玉にとつて、王公家軌範中の最大の関心事が婚嫁の部分であったことを示していると思われる。実は枢密院審査委員の多くもこの部分に最大の関心を示していたのである。そのことが明らかにするのは、後日、末松謙澄が原敬に語つた次の言である。^(分)

此問題は李王家の家憲とも云ふべき王公家軌範(長篇にて伊東は之を成立せしめば伯爵に陞る企なりと噂すと云へり)枢密院の議に附せられたるに、其箇条中に我皇族より李王家に婚嫁の時は賢所に参拝する事規定あり、李王家の規定としては不思議の事なりとの説より遂に大問題となりたるものなり

問題になつた箇条は、第一百十二条「皇族女子王公族ニ嫁スルトキハ結婚ノ礼ヲ行フ 前賢所皇靈殿神殿ニ謁シ且天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス」である。皇族女子と王公族男子の婚姻の法的根拠は皇室典範第三十九条とし、そのことを前提にして婚姻の具体的なやり方を規定した条文である。審査委員の多くは、王公家軌範案審議の過程において朝鮮王世子と梨本宮方子女王の婚姻問題を意識していた。彼らは朝鮮王公族が婚姻問題で皇族と同一の資格であることは、皇室の秩序を紊乱するものと意識していたと思われる。皇室は純粹に日本の「皇統」のみで構成されねばならないと意識していたといっても極論にはなるまい。その意識の発現が、末松の「如此案ニ賛成スルハ不忠不義ナリ」という「極論」であつた。「不忠不義」の内容は明確にはならないが、おそらくは国法上とはいへ皇室が朝鮮李王家に拡大することを、「皇統」の紊乱とつけとめたのではないだろうか。

王公家軌範案はこのようにして枢密院の反対により一頓座した。この後のこの法案をめぐる動きは、寺内内閣総辞職を理由として宮内省自身が案を撤回するという形で終止符をうつ。すなわち、九月二三日、波多野宮相より寺内首相へ王公家軌範案および皇室裁判令案撤回の照会をし、同日寺内より内閣においては異存なしとの回答がもたらされ

た。⁽²⁶⁾
このことにより両案は、九月二五日、枢密院より正式に撤回されることになる。⁽²⁷⁾

- (1) 梨本伊都子『三代の天皇と私』(一九七五年 講談社)一三八〜一四三頁。
- (2) 同右、一四二頁。次のような文章である。「すべて軍部の圧力ですが、表向きは陛下の思召しということになっていっています。宮様は現役の陸軍中将、大勲位菊花大授章、その上に戦功により金鷄勲章まで贈られた師団長の身でありながら大陸に野望のある一部軍人の圧力は、いかんともすることはできなかったのです」。
- (3) 『三代の天皇と私』において、波多野宮相からの打診が一九一七(大正六)年であったという記述はないが、前後の文章からそう読みとれる。たとえば守正王が京都の第十六師団長に任命されたのが「大正六年十月三十一日」で、婚姻の打診はその後にあったことになっている。
- (4) 倉富文書。
- (5) 山本四郎編『寺内正毅日記―一九〇〇〜一九一八』(一九八〇年 京都女子大学)七〇五、七〇七、七〇八頁。
- (6) 『翠雨荘日記』八一頁。
- (7) 同右七六頁。
- (8) 渡辺は波多野の前の宮内大臣であるとともに、韓国併合の際の宮内大臣である。山県系官僚の一人である。
- (9) 『翠雨荘日記』一〇月二〇日条に、伊東巳代治の辞表上表文が所載されているが、その中に「大正五年十二月臣等宮内大臣ノ諮問ニ応ジテ之カ法律關係ノ調査審議ヲ遂ケ具ニ覆答スル所アリタリ」の記述がある(八〇頁)。
- (10) 『伯爵伊東巳代治』下巻三六〜三七頁。
- (11) 「公文類聚」第四十二編 大正七年 卷一。
- (12) (13) (14) 枢密院秘書課「王公家軌範案 大正七年九月二五日返上」(国立公文書館所蔵)。
- (15) 皇室典範第三十一条は次の通りである。「皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス」。
- (16) (17) 注(12)に同じ。
- (18) (19) (20) (21) (22) (23) 枢密院秘書課「大正七年一月 委員録」(国立公文書館所蔵)。
- (24) 寺内正毅文書(国会図書館憲政資料室所蔵)。なおこの書簡で、「王公族ヲ皇族ニ準シテ取扱フコトハ異論ナキ」と記している部分は意味不明である。審査委員会の多数は、王公族を国法上皇族に準ずることにこそ異論があった筈である。この部分は二上(2)の話聞いた尾玉の感述

いか、あるいは、この表現は国法上の位置づけについて記したのではなく、たんに皇族のよう、に、取り扱、う、というだけの意味かもしれない。

(25) 『原敬日記』第八巻 六二頁。

(26) 注(11)に同じ。

(27) 注(12)に同じ。

五 原内閣と皇室典範増補問題

以上の如く、王公家軌範の制定はこの段階ではもはや無理であった。枢密院は王公家軌範案を葬った上で、皇室典範を改正する意向であった。婚姻自体は必然的にやりとげねばならない以上、枢密院の論理からして当然であった。しかし寺内内閣のもとで典範の改正が可能であるかは微妙な問題であった。王公家軌範案であれば枢密院は拒否権を行使すればよい。それによって実現は阻止できる。しかし典範改正を実現するということは、枢密院の性格上むずかしかった。法令は、内閣が上奏し、その結果枢密院に諮詢するものであり、枢密院は法令の審査機関であった。枢密院が独自に法令を起草する権限はない。枢密院が典範改正を志向するならば、時の内閣が典範改正案を起草するようにしむけなければならぬ。しかし、寺内内閣の場合、王公族は皇族に準ずる、という論理を前提にした王公家軌範案を承認した、という経過がある。また、その王公家軌範案は、伊東等が寺内や波多野との連携のもとにつくったものである。

枢密院は山県議長・清浦副議長といった所謂山県閥が主導権をにぎっており、寺内もまた山県閥であるから、その派閥人脈からして寺内が典範改正の方向に政策を転換するということもさして難事ではなかったのではないか、という俗説もありえよう。しかし同じ山県閥といっても、寺内内閣成立後、山県は寺内のやり方に次第に多くの不満をも

らすようになるし、寺内も山県には隔意があったことは周知のところである。また内閣が一度確定した方針を全く転換することはそれほど容易なことではなかったはずである。

しかし、寺内内閣は米騒動の責任により崩壊し、原内閣がその跡をつぐことになった。このことによって、典範改正問題は新たな展開をとげていくことになる。あくまで結果論であるが、典範改正（形式的には典範増補）の実現は、原内閣の成立によるところが大きかったと思われる。

① 原内閣の成立と典範改正問題

内閣を組織せんとする以前においては、原自身、婚嫁問題など全く脳裏には存在しなかったであろう。原がこの問題の重さに直面するのは、彼が組閣を開始した時である。原は、司法大臣として平沼騏一郎を予定した。組閣の命が下った九月二七日、原は司法大臣就任を求めするために平沼に使を出した。平沼は原との会見の前に伊東を訪問し、司法大臣就任辞退の意向を伝えている。辞退の理由は、第一に、梨本宮女王の婚姻問題のために、閣内において意見の衝突をきたし、新内閣に累を及ぼす危険がある、第二に、四囲の事情から察するに、この問題で原が進退を賭してまでも平沼や伊東の持論を徹頭徹尾支持することは到底覚束ない、という点であった。⁽³⁾ 当日夜、原と会見した平沼は、梨本宮女王婚儀の問題で枢密院および元老との意見の不一致を理由に入閣を固辞した。⁽⁴⁾ 原は平沼に対し、閣議において万一閣僚中に異議を唱える者がいたとしても、原自身が説得して平沼の意見に同調させることを約束したが、平沼は原の約束が信じられなかったらしい。翌二八日、平沼は正式に司法大臣就任辞退を申し入れていた。⁽⁵⁾

伊東の場合、典範改正問題との関連で原内閣の成立をどのようにうけとめたか。伊東の方針はいうまでもなく典範

改正阻止である。この観点に立つ時、伊東は原内閣の成立に不安をもった。九月二七日、伊東は、平沼との会見後、後藤新平外相をよびだし、次のような要請を行っている。⁶⁾

王公家軌範案並皇室裁判令案に付ては、既に閣議を以て寺内内閣の方針を一決し、後継内閣に引継ぐことになり居る以上は、寺内伯退官の後と雖とも、機会ある毎には其事に付尽瘁せられ度「く」、殊に頃日に至り梨本宮女王の婚嫁に付典範の改正を企る如き非挙を企るものありと聞く、此事に付ては、寺内内閣予定の方針に基き、原内閣に対しても反対意見を主張せらるる様尽力ありたき旨、寺内伯にも篤と申入置かれ度「き」……。

しかし、九月二九日、平沼に会った伊東は、九月二七日の原・平沼会谈で原が平沼の意見に同調する姿勢をみせたことに若干の安心感をもった。⁷⁾したがって、伊東は、王公家軌範案および皇室裁判令案の前途には悲観的であったにもかかわらず、皇室典範改正阻止には幾分楽観的に考えるようになっていく。そのことは九月三〇日、再度後藤に会った伊東の談話によって知りうる。⁸⁾伊東は、後藤に次のように語った。①両案が枢密院より撤回された今日においては、自分が原内閣と交渉して再度枢密院に諮詢の手續をとらない以上、けっして枢密院と直接衝突する原因が生ずることはない。②典範改正説の如きも枢密院の議決として成立したものではない。審査委員会での議論の余波が偶然婚儀問題に飛及したにすぎない。宮内大臣が前来的の方針を一擲して改正説をとることがない以上、典範修正案が内閣に提出されることはありえない。③もし宮内大臣が前説を翻したとしても、内閣が不同意を表する時には、宮内大臣が典範修正案を上奏することはなく、したがって枢密院に諮詢されることもありえない。

要するに、伊東は、波多野宮相に対する信頼感を稀薄化させながらも、原に対しては不安と期待の両者いりみだれた感情が交錯していたと思われる。伊東は原の姿勢を確固たるものとするには、前総理寺内の役割が大きいとみてい

た。九月三〇日、後藤との会見後訪問した寺内に対し、伊東は典範改正阻止への尽力を要請する。伊東の意志を体した寺内は、一〇月二日、波多野、ついで原と会見するが、この時寺内は両者の同意をとりつけるまでには至っていない⁽¹⁰⁾。しかし、この前日の一〇月一日には伊東自身が原に接触する機会を得ていた。原が訪問したのである。伊東は、韓国併合条約および二つの詔書を原に示し、従来の内閣の方針を一変し典範改正を行う場合には、「第一国際条約上背信の行為なること、第二には先帝陛下の詔書を無視し韓国皇室に対し履信の実を失ふ事、第三朝鮮統治に非常の騒乱を招くの虞ある事、第四に婚儀問題に付曾て元老會議を開かれ宮内当局も其儀に参して婚儀を奏薦したるは正しく典範違反の行為なることを自認する事」である、と訴える⁽¹¹⁾。この第四の理由には興味がある。要するに、婚儀問題は先行しており、元老も宮内当局もこの婚姻を天皇に奉薦している、今になって典範を改正しなければ婚儀が行えないのであれば、典範改正以前における元老および宮内当局の婚儀の奏薦は典範に違反している、というのである。論理としては筋が通っている。伊東の日記によれば、原は「能く了解せり。貴説に依れば宮内当局者は当初婚儀問題の起りし時より典範の改正を為さずして解釈に依り決行するを期し今日に至りたる事実を徴すれば、今に及んで之を変更すへきに非ず。予は飽迄其前議を固守するの宮内当局に取りて当然の事なるを論争し其改正説には断して不同意を表すへし」と、強く贅意を表したことになる⁽¹²⁾。もっとも、同日の原の日記には「一応尤の様に思はる」とのみ記されている⁽¹³⁾。ともかくも、伊東は原の言質をえたとみた。そして一〇月三日、伊東より原との会見の話聞いた平沼も、原が言質を与えたとして安堵したのであった⁽¹⁴⁾。

原が信頼できるとすれば、次の問題は宮内当局、とりわけ波多野宮相である。伊東の宮内当局に対する疑惑は、次のようなものであった⁽¹⁵⁾。現内閣が典範改正に反対であるとしても、「宮内省側の策士等か万一典範の改正に対して現

内閣の態度か反対なることを覚知するに及んては、其改正案を以て予しめ内閣と交渉するの手續を避け、枢府の声援を待んで宮内大臣をして典範の解釈を以て枢府の諮詢に付するの策を執らしむるやも知るべからず」という疑惑である。平沼によれば、その策は、①石原健三宮内次官(皇室制度審議会委員でもある)または一木喜徳郎枢密顧問官が波多野宮相を教唆するか、②山県を使って、山県から解釈論を枢密院の諮詢にかけるという説をもちださしめるか、③解釈の可否を予決するために枢密院に諮詢すべし、と宮相自身が主張するか、の三つの道が考えられた。

② 原折衷策の挫折と皇室典範改正の決定

伊東や平沼は宮内当局の動きをきにしていたが、原は必ずしも彼らに同調していたわけではなかった。原にすれば、この問題は迷惑な問題であった。周知の如く、原政友会内閣は原の強靱な計算のもとで成立したものであった。山県や山県閥にはつかず離れずというのが原の政治戦術であった。⁽¹⁷⁾ その意味ではいまでもなく山県や枢密院多数派を敵にまわすことはできない。原は、伊東らと心中する気はなかった。しかし、この問題は小さな問題とはいえず、国体のあり方根本にかかわる問題だけに、原としても等閑視はできない。しかも、原は一〇月一日の伊東との会談で、典範改正阻止に同調するかのような姿勢を示している。原は、枢密院と伊東らの説を折衷する案を考えていた。

一〇月八日の原・波多野会談で、原より一つの案が提示される。その案は次のようなものである。

既ニ李王家に御思召の御伝ありたる已上には、是れは絶対的不変更のものとして御逐行相成るべし、但此事は解釈(合併当時の勅語に李王家を我皇族に準ぜらるゝ事とありたるに因り)上の問題なりとせば、他日此の如き解釈上の問題を防ぐ為め皇室典範は改正ありては如何、即ち二者を切離して決行ありては如何

要するに婚儀の問題と典範改正問題を切り離し、時間をずらして両者ともに実施するという案である。婚姻の法的根拠をぬぎにして婚姻を実施しようとするのだから、論理的には破綻しているが、原にすれば政治的便法である。波多野は「曖昧の返答なるも異議なき様子」であった。⁽¹⁸⁾

翌九日、原はこの折衷案をもって枢密院議長山県に交渉する。山県は、「皇室典範改正論者なり居るものと見え、枢密院の主張並に帝室制度審議会員中にも異議ありて、伊東巳代治の主張には反対多き事を縷述し、結局清浦に相談してくれよ」と言った。⁽²⁰⁾

同日、原は清浦にも会い、折衷案を提示する。清浦は、「至難の事情に察せらるゝも之を二三の者に諮りて試むべしと承諾」したらしい。⁽²¹⁾

しかし、原の折衷策は翌一〇日にはくずれはじめる。枢密院の反対とすることによって波多野宮相が動搖をきたしはじめたためである。一〇月一〇日、原は波多野に会うが、波多野は、「枢密院に於て異議ある已上には皇室典範の改正を提出するの外なしと云うが如き語氣」であった。⁽²²⁾さらに、同日、原は清浦より原仲裁案での枢密院への根まわしが失敗におつたことを告げられる。⁽²³⁾

ここに至つては原も腹を固めざるをえない。原は清浦に言う。「余は円満に解決する事を希望するより一案を出したるに過ぎざれば、此問題を以て枢密院と論争する如き意志なし、事情然る訳ならば皇室典範の改正已むを得ざるべし」。⁽²⁴⁾

一〇月二日、伊東らにとって事態は明白になる。この日清浦は伊東を訪問し、この間の原の折衷策の動き、清浦による枢密顧問官六名への工作の失敗、かつて宮内大臣が山県と対談した際典範改正は止むを得ずとして同意したこ

とがある事実等をつげる。⁽²⁵⁾さらに清浦は、「老兄にして前説を固執し、宮相をして叙上の行為（典範改正なくして婚儀断行の行為—高久）に出しむるときは、宮内省及枢密院の三者に対して非常の累を及ぼすべく、夫等を熟慮せられて此際典範改正に折合はれ、三方円満の關係を持續するに注意せられんことを切望す」とのべる。⁽²⁶⁾伊東は清浦の申し入れを断つた。⁽²⁷⁾この後伊東を訪問した平沼に対して、伊東は原の折衷策をげしく攻撃している。平沼は原の折衷策を「宮内大臣の発議」とうけとった。⁽²⁸⁾ともかくも、ここに至っては、伊東も平沼も「原首相は典範の改正に同意するに至るも料るへからず」と思わざるをえなかつた。

一転して典範改正を決意した原は、この日、その線での根まわしに着手する。まず最初は寺内への説得である。原は寺内に会い、典範改正についての寺内の不承不承ながらの同意を獲得する。⁽²⁹⁾次に同日原は伊東に会い、「枢密院の意見か改正説にして宮内大臣も亦改正に傾き居（り）、独り内閣か怨府となりて改正に反対するは不可能なるか故、一切宮内大臣の責任に一任し、宮内大臣にして典範の改正案を提出して内閣の同意を求めらるゝに於ては内閣も亦之に同意するの外なし」と語る。この時伊東は、典範改正がいかなる結果を及ぼすかについて体系的に反論を展開する⁽³⁰⁾が、原は「宮相の考に任する外なし」とつっぱねている。

一〇月一二日、原は波多野に会い「御見込に任す外なし」といい、波多野も「結局皇室典範を改正する事不得已と思ふ」と断言する。原は、さらに、皇室裁判令制定無期延期、王公家軌範制定当分の間延期の方針をうちだし、波多野も同意する。⁽³⁴⁾

このようにしてこの時期の皇室問題はすべて枢密院の意図通りに決定した。

③ 皇室典範増補の公布と辞表問題

宮内省では早速典範改正案の起草に着手する。起草にあたったのは帝室会計審査局長官倉富勇三郎⁽³⁵⁾である。倉富は帝室制度審議会委員であったが、宮内省が典範改正の方向を決定した以上、倉富、富井政章、石原健三ら宮内省出身の帝室制度審議会委員が典範改正の方向に向うのは必然であった。

一〇月一六日、波多野宮相は、倉富起草の「改正案」「上諭案」を持参して伊東を訪問する⁽³⁶⁾。波多野の訪問の意図は、帝室制度審議会でこの案を考査してほしい、というものであった。すでに帝室制度審議会総裁の辞意を固めていた伊東は、「諾意を表せず、一応重立「ち」たる会員に相談すへき」と述べている⁽³⁷⁾。波多野は伊東の拒絶を予想したに違いないが、一応行掛上形式をふんだと思われる。

なお、この「改正案」は伊東の日記に掲載してある。

改正案

皇室典範第三十九条ニ左ノ但書ヲ加フ

但女王ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

恭テ按スルニ、皇族ノ婚嫁ハ皇室典範第三十九条ニ於テ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限定セラレタリ、典範ノ制定、韓国併合ノ前ニ在ルヲ以テ、其規定王族公族ニ及ハサルモ、王族公族ハ待ツニ皇族ノ礼ヲ以テセラル、モノニシテ、皇族婚嫁ノ範圍ヲ拡メ、之ヲ王族公族ニ及スハ理当ニ然ルヘキ所ナリ、但女王ニ限りテ内親王ニ及ハス、嫁ヲ許シテ娶ヲ許サ、ルハ名位ヲ重ンスルノ道ニ於テ然ラサルヲ得サルナリ⁽³⁸⁾

一〇月一八日、伊東は岡野、平沼をよび、今後のとるべき方向について次のような打ち合せをする。第一に、宮相の申し出の件（軌範改正案について帝室制度審議会での審議の件）については会議開催を拒否する。なぜなら、この件については、さきに帝室制度審議会において慎重に審査の結果、一定の議決を以て宮内大臣に答申したのであり、今になってこの決議の趣旨に背馳する諮問案で更に会議を開くことは自ら当時の決議に違反する行為になる。第二に、三人そろって帝室制度審議会総裁、委員の辞表を提出することとする。他の委員に対しては、鈴木喜三郎司法次官・山内確三郎司法省参事官には平沼が、馬場鉄一法制局参事官には岡野が右の次第を伝言することとする。第三に、宮相の提案に対し、口頭でもって次の注意を与えることとする。①改正案では女王とあってひろく皇族女子といわないのは内親王を除く意図が明瞭である。女王に限るとすれば王公族の地位は華族よりも低く、たとえば旧琉球藩主にも及ばないという奇観を呈することになる。②王公族の範囲は王公家軌範案では王は四世、公は三世に限定したが、王公家軌範制定以前では王公族の法律上の意義は不明である。この不明な文字を軌範の明条に掲げることがは当を失している。単に王公族と称すれば王公家の一族は悉く網羅するものと解釈され、したがって他日その区域を限定せんとする場合に非常な故障を生ずるであらう。③王公家から日本の皇室に入嫁することについては、實際上勅許はないであらうが、これを明文の上に昭示して朝鮮の旧君臣の感情を害することは朝鮮統治策の一大防害のおそれがないとはいえない。④改正案の但書の形式は妥当ではない。むしろ別の形式にすべきである。なぜなら既定の原則に対して除外例を設けるのではなく、既定の条文が認めていない新例を開くことになるのだから。

一〇月二〇日、波多野を訪れた伊東は、以上の趣旨を開陳するとともに辞表を提出する。辞表には、伊東の持説（王公族は國法上皇族に準すべきものであり軌範改正をすべきでないとの説）が詳細に述べられていた。⁽⁴⁰⁾ この後宮内省には平

沼、岡野、鈴木、山内、馬場の辞表が次々に提出されていくことになる。⁽⁴¹⁾

この帝室制度審議会総裁・委員五名の辞表は、波多野官相を大いに困惑させることになった。波多野にすれば帝室制度審議会に対してはある程度の後ろめたさがあった筈である。もともと、典範改正なしでの婚儀の実行、皇室令としての王公家軌範の制定は、寺内内閣時の宮内省の方針でもあった。皇室裁判令案や王公家軌範案が、枢密院の反対にあって制定不可能となるまでは、波多野と伊東ら帝室制度審議会の面々とは大きな齟齬は存在しなかった。波多野が伊東の意見と違っていくようになったのは、ともかくも宮内省の長官の立場として朝鮮王世子と梨本官方子女王の婚儀の遂行という至上命題があり、この命題のためには山県や枢密院と妥協しなければ円滑な婚儀が不可能になるという現実認識が存在したからであった。婚儀はあらゆる手続をへて内定しており、それを遂行するのは宮内省のつめである。したがって多少の後ろめたさはあっても典範改正を枢密院の意向の線で断行しなければならない。だが一方、帝室制度審議会の面々の辞表をそう簡単にうけとれないのも波多野の立場であった。帝室制度審議会は波多野官相の時に創設されたものであり、監督機関は宮内省であった。六名の辞表は帝室制度審議会の廃止に結びつかざるをえない。もし、六名を他の人物にいかえるとすれば、これまでの帝室制度に関する膨大な調査に支障をきたすことになる。伊東個人の辞表だけならば受理する可能性もあったかもしれない。現にこの頃、山県は、波多野に対して「伊東が異論を固執せば之を辞職すべし」とまで言ったといわれる。⁽⁴²⁾しかし伊東もふくめて六名、とりわけ司法部関係の辞表は、帝室制度の完備のためには法的専門知識および司法機関の協力が不可欠であるという事情からして、波多野の立場を苦しめることになる。

したがって、波多野のとった方策は、典範改正は断行するとしても、部分的に法案に伊東らの主張をもちこむこと

で、彼らを懐柔しようとするものであった。

一〇月二五日、波多野は伊東を訪問し、次の点を述べている。⁽⁴⁵⁾ ①皇室典範改正の件については典範増補の形式を用いる。②条文は「皇族女子は王族又は公族に嫁することを得」の一条を設定する。「前案にては女王に限定したるも御注意に随ひ、恰く皇族女子と改めたり」(傍点高久)。③増補案の理由書の文案を起草させ、これをも内閣に提出する胸算であったが、倉富勇三郎を始め宮内省内で異議を唱えるものがおり、また理由書の文字より重ねて物議を来すおそれがあるために、この理由書を廃案とし、内閣へ交渉の案にはなんら理由書を添付しなかった。④伊東総裁をはじめ平沼、岡野、鈴木、山内、馬場にいたるまで皆辞表を提出し、有松を除く外留任者はわずかに宮内省側の委員にすぎない。ここにいたれば帝室制度審議会は廃止せざるを得ない結果になる。⑤伊東の辞表は一旦御聴許を願ひ、あとは御用掛の名義でも従来通り審議会の事業を統轄継続せられんことを懇請する外はない。平沼、岡野等辞表提出諸氏には閣下(伊東)より慰諭してほしい。

これらの波多野の言の内、①、②は明らかに形式的ながら伊東の主張をいれたものである。また③も、理由書には「嫁ヲ許シテ娶ヲ許サル」という伊東が問題にした箇所があり、理由書廃案は結果的には伊東の主張をいれたことになる。波多野の意図は、部分的に伊東の主張をいれることによって、帝室制度審議会の委員の辞表を撤回させようということにあったと思われる。しかし伊東は、岡野、平沼等の留任勧告は自分からはできない、とこれを拒絶した。⁽⁴⁶⁾

皇室典範増補案の行方はどうなるか。

一〇月二四日、宮内大臣より内閣総理大臣へ皇室典範増補案について「御意見至急御回示相成度」との「合議」がなされ、翌二五日、内閣総理大臣より宮内大臣にあてて「内閣ニ於テハ異存無之」との回答がなされる。⁽⁴⁶⁾

一〇月二十六日、いよいよ皇室典範増補案が枢密院に諮詢される。審査委員長は清浦圭吾枢密院副議長である。⁽⁴⁷⁾この人事は、伊東が当日の日記に「特に予を代らしめたりと察せらる」と書いたように、⁽⁴⁹⁾本来は伊東の筈であったが、清浦によって典範増補案の円滑な決定を意図したものであろう。審査委員は、末松、南部、浜尾、小松原、穂積、安広、金子、一木であり、⁽⁵⁰⁾皇室裁判令案・王公家軌範案審議の際と同様である。

一〇月二十八日、枢密院審査委員会が開かれ、全会一致をもって原案が可決される。⁽⁵¹⁾

ところで、この審査委員会では、「審査委員会ノ議案」として、「皇室典範増補案審査報告概要」が提出され、委員会で大中に削除修正され、「皇室典範増補案審査報告」が出来上っている。⁽⁵²⁾この審査報告では、次の如く、伊東らの意見と対立する枢密院の旧来の意見が表明されている。⁽⁵³⁾

皇室典範第三十九条ニ依レハ皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル、而シテ王公族ハ皇族又ハ華族ニ非サルヲ以テ皇族ノ王公族ト婚嫁スルヲ得サルハ言ヲ須タサル所ナリ、仍テ本案ハ特ニ典範ヲ増広シ皇族女子ノ出テテ王公族ニ嫁スルヲ得ルコトト為サムトスルモノナリ

要するに、王公族は皇族でも華族でもないから、典範第三十九条を援用することはできず、典範を増補するしかない、という意志の表明である。いうまでもなく宮内省よりも姿勢は明確である。ただこの審査報告は、この原則を確認するのみで、審査報告概要で詳細に論じている部分はすべて削除していた。それは次のような部分である。⁽⁵⁴⁾

① 王公族女子ノ入りテ皇族ニ嫁スルヲ容ササルハ典範ノ原則ニ従フナリ。

② 併合ニ関スル条約及詔書ニ依リ王公族ノ国法上ノ地位ハ皇族ニ準スルモノトナリタルカ故ニ典範ヲ増補スルコトナクトモ王公族ハ皇族ニ準シテ皇族ト婚嫁スルヲ得ト論スル者ナキヲ保セスト雖、条約及詔書ハ憲法及典範ノ下ニ於ケル大権ノ作用ナレハ以

テ其ノ根本法タル典範ノ条規ヲ変更スル能ハサルハ勿論ナルノミナラス、併合条約ハ王公族ニ相当ノ尊称威嚴名譽待遇ヲ享有セシムルコトヲ定メ、又併合詔書ハ相当ノ優遇ヲ錫フ旨ヲ宣シ、優遇詔書ハ待ツニ皇族ノ礼ヲ以テスルコトヲ誥セラレタルニ過キスシテ、其ノ中毫芒モ国法ヲ更改スルノ文句ナシ

③ 若シ典範第三十九条ノ規定ニシテ王公族ニ準用アルモノナリトセムカ、憲法及典範ニ於ケル皇族ニ関スル条規ハ悉ク王公族ニ準用セラルルコトナリ、王公族ハ貴族院ニ列シ、皇族會議ニ班シ、皇室令ヲ以テ立法事項ヲ規定セラルルノ特權ニモ均霑スルモノト断セサルヘカラサルニ至ルヘシ、豈ニ斯クノ如キノ理アラムヤ

④ 典範ハ華族ト雖皇族ト婚嫁スルコトヲ許ス、王公族ハ其ノ班位華族ノ上ニ在ルモノナルカ故ニ其ノ皇族ト婚嫁スルヲ得ルハ勿論ナルヘシト解スル者アラムモ、典範第三十九条ハ皇族ノ婚嫁ヲ同族又ハ華族ニ限レリ、皇族ニモ華族ニモ非サル者ハ其ノ地位ノ何如ヲ問ハス皇族トノ婚嫁ヲ許ササルナリ、若シ同条ヲ解シテ華族以上ノ地位ヲ有スル者ニ婚嫁ヲ許スノ義ナリトセムカ、外國ノ皇族ハ帝國内ニ於テモ其ノ班位華族ノ上ニ在ルカ故ニ我皇族ハ外國ノ皇室ト婚嫁スルヲ得ルコトナリ、同条カ禁止セムト欲スル主要ノ事項ヲ許容スルノ結果ヲ見ルニ至ルヘシ、其ノ危険ニシテ採ルヘカラサルノ解釈ナルコトハ更ニ言フ俟タサルナリ

このような部分の削除は、枢密院としても物議をかもすような表現はできるだけおさえようとの配慮が強く働いたからだと思われる。しかしたとえ明文が存在しなくとも、たとえば皇族男子と王公族女子の婚姻がありえない、と考える点では宮内省も枢密院も、そしてまた伊東らも同様であった。

この後皇室典範増補案は、一月一日枢密院本會議で全会一致で可決される⁽⁵⁶⁾。枢密顧問官であった伊東はこの會議には欠席した。さらに翌二日の皇族會議でもこの案は全会一致で可決される⁽⁵⁷⁾。以上のようにして皇室典範増補の手続きはすべて完了した。

宮内省・波多野にとって残る問題は、伊東らの辞表の取扱いであった。山県は、一同の辞表を聴許すべしとの説であったらしいが、波多野は彼等の辞意を翻意させようとした。波多野が使った策は、岡野や平沼や鈴木を壊柔し、それによって伊東までも翻意させることであり、翻意のための論理は、王公族は国法上皇族に準ずるものであるとの説を波多野自らが認めることであった。このことは奇意に思えるかもしれない。皇室典範増補は明らかに王公族は国法上皇族に準ずるものではないとの前提に立っていた筈である。枢密院は「皇室典範増補審査報告概要」で明らかのように王公族の身分についてそのような明確な主張を持っていた。しかし、王公族は皇族に準ずるものではない、という表現は皇室典範増補のどこにも記載がない。皇室典範増補案が枢密院を通過した後では、王公族が国法上皇族に準ずるものである、という解釈を解釈の一つとして波多野および宮内省が持つことには問題がなからう、というのである。要するに、波多野は、皇室典範増補解釈の玉虫色化をねらったのである。皇室典範増補公布（十一月二十八日）後の一二月四日、波多野は岡野、平沼、鈴木、山内、馬場の五名を一堂に集め、留任の勧告をした。勧告の理由は、「王公族の国法上の地位に関する釈義に付ては、審議会前来の主義を賛成して今後も其の方針に依り進行すべく、枢密院の意向に付ては素より之を左右すること能はざるも、宮内省としては飽まで前議を株守すべきこと」と、いうものであった。岡野ら五名はこれによって辞表提出の理由が消滅した、とみた。翌一二月五日、岡野・平沼ら五名は伊東を訪問し、前日の波多野との会見の模様を話し、その上で五名の留任をつけ、伊東の留任をも要請した。伊東は孤立することになった。伊東は、波多野の論理が御都合主義の玉虫色のものであることを知っていたが、孤立を防ぐためには伊東自ら留任するしかない。伊東には臨時外交調査会の仕事もあり政治的孤立化はさげねばならない。岡野は「此際辞職するは反対派（枢密院における山県派―高久注）の思ふ壺に入る次第なれば寧ろ其の裏を搔くに若かず」と

いうようなことを伊東に注告していたが、伊東はこの言葉に便乗した。一月七日、伊東はこの間の相談役であった後藤新平に対し留任の同意を得て、八日に原首相および岡野に、九日には平沼に、そして一日には波多野に辞表の撤回⁽⁶⁵⁾留任を申し入れている。

このようにして、寺内内閣から原内閣にかけて、帝室制度審議会、宮内省、樞密院が皇室のあり方をめぐってくりひろげた紛争は一応の収拾をみるのである。

(1) 岡義武『山県有朋』一五二～一五四頁、一六五～一六六頁。金原左門『大正期の政党と國民』四八～五〇頁、六四～六五頁参照。

(2)(4) 『原敬日記』第八卷 三四頁。

(3) 『翠雨莊日記』二〇頁。

(5) 同右 二三頁。この平沼の司法大臣辞退について三谷太一郎氏は、『近代日本の司法権と政党』において、「『原敬日記』には別の理由が挙げられているが、おそらく平沼は純然たる政党内閣の法相となることを憚ったのであろう」(八二頁)、と指摘している。この指摘は少々ちがはずか、もしくは朝鮮王世子と梨本宮女王婚姻問題を若干監視するものであろう。なお平沼辞退後、原は鈴木喜三郎司法次官に司法大臣就任を要請するが、鈴木も辞退した。『原敬日記』では「鈴木は平沼を憚りて承諾せざる」(第八卷三四頁)と述べているが、その点もあるとしても、平沼と同じ帝室制度審議会委員として、同一の理由で鈴木が辞退することはきわめて自然である。

(6) 『翠雨莊日記』二三頁。

(7) 同右 二三頁。

(8) 同右 二五～二六頁。

(9) 同右 二六～二七頁。

(10) この会見で、波多野は、「樞密院の委員会に於ても既に典範改正の説あり、自分は之を好まざるも其意向に反するの措置を取るは自分に取りに甚だ困難なり、又典範を改正するに非れば別に命令を発すべしとの説あり、孰れかの手段を取らざることを得ず、唯此儘にて樞府の意向に反し婚儀を執行せんこと甚だ難し」と漏らしたらしい(『翠雨莊日記』四五頁)。明らかに波多野は樞密院の意向にそった解決策を考えていた。これに対し寺内は「李王家との結婚の為に我皇室典範を改正するの非挙なるに對しては徹頭徹尾反對せざるを得ざるも、若し其所謂命令なるものは梨本宮の王女と李王世子との結婚を勅許せられたる事を大権に依りて宣明せらるるの意に出るものとすれば何等差支な

かるへし、夫等の事に付尚篤と攻究を尽さるべきことを勧告」(同右)している。寺内と原の会見について、原の日記は、寺内の主張を掲載しているが、それに対する原の感想はない(『原敬日記』第八卷四〇～四二頁)。

- (11) 『翠雨荘日記』三六頁。
- (12) 同右 三七頁。
- (13) 『原敬日記』第八卷 四〇頁。
- (14) 『翠雨荘日記』四二頁。
- (15) (16) 同右 四三頁。
- (17) この点は、この時期を研究するすべての研究者によって承認されているようにみえる。たとえば原内閣の体制を升味準之輔氏は「山県と原の相互依存体制」とよんでいる(『日本政党史論』第四卷二四五頁)。また、原および政友会が山県および山県閥といかなる形態と構造で関係を有していたかを一層精緻に明らかにした最近の論稿として伊藤之雄「原内閣と山県系官僚」(『史林』六十六卷四号所収)がある。
- (18) (19) 『原敬日記』第八卷 四六頁。
- (20) 同右 四七頁。
- (21) 同右 四九頁。
- (22) 同右 五〇頁。
- (23) 清浦は次のように言う。「内々試みたるに到底成功せず、且つ実は帝室制度審議会員中にも異論者ありて、熱心者は岡野、平沼等に過ぎざる事も、又波多野官相は皇室典範を改正しても差支なき意思なるも、或る人(伊東)を憚りて之を決行し得ざる内情なりと云ふ事も委員には知り居れり、而して官相の専断にて典範の改正なくして決行する様の事あらば身体を賭して官相並に内閣を弾劾すべしとまで極論する者あり、尤も君の意志は十分に説明し置きたるが事情右の様なれば如何ともなし難し」(同右五〇頁)。
- (24) 同右 五〇頁。
- (25) 『翠雨荘日記』五九～六〇頁。
- (26) 同右 六〇頁。
- (27) 同右 六〇～六一頁。
- (28) (29) 同右 六三頁。
- (30) 『原敬日記』第八卷 五一頁。
- (31) 『翠雨荘日記』六五頁。

- (32) 同右 六五～六七頁。
- (33) 『原敬日記』第八卷 五二頁。
- (34) 同右 五三頁。
- (35) 『翠雨荘日記』七五頁。
- (36) 同右 七四～七五頁。
- (37)(38) 同右 七五頁。
- (39) 同右 七六～七七頁。
- (40) 同右 八〇～八一頁。
- (41) それぞれの辞表がいつ提出されたかは不明であるが、伊東の日記一〇月二五日条に記されている、波多野の言によって、伊東、平沼、鈴木、山内、馬場の辞表がすでに提出されていることがわかる(『翠雨荘日記』八二頁)。
- (42) 『原敬日記』第八卷 五七頁。
- (43) 『翠雨荘日記』八一～八二頁。
- (44) 同右 八三頁。
- (45)(46) 「公文類聚」第四十二編 大正七年 卷一。
- (47) 枢密院秘書課「大正七年御下付案」(国立公文書館所蔵)。
- (48) 枢密院秘書課「大正七年一月委員録」(国立公文書館所蔵)。
- (49) 『翠雨荘日記』八五頁。
- (50)(51) 注(48)に同じ。
- (52) 「皇室典範増補案審査報告概要」および「皇室典範増補案審査報告」とも枢密院秘書課「皇室典範増補案 大正七年十一月一日決裁」(国立公文書館所蔵)に収録されている。
- (53)(54) 枢密院秘書課「皇室典範増補案 大正七年十一月一日決裁」。
- (55) 『原敬日記』第八卷 七二頁。「日出新聞」大正七年十一月一日付夕刊。
- (56) 「日出新聞」大正七年十一月一日付夕刊。
- (57) 「日出新聞」大正七年十一月二日付夕刊。
- (58) 『翠雨荘日記』十一月二日条(九六頁)に、岡野敬次郎の言として、「先日宮相に面会の節同相の談する所に依れば山県公は一同の辞

表を聴許すへしとの説を述へられたるに不拘、官相は如何にもして總裁始め一同の辭意を繙さしめんと欲するも」との記述がある。

(59) 『翠雨菫日記』一一七頁。

(60) 同右 一一七～一一九頁。

(61)(62) 同右 一二二頁。

(63) 同右 一二二～一二三頁。

(64) 同右 一二三～一二四頁。

(65) 同右 一二四頁。

六 諸法令のその後と紛争の意味

① 諸法令のその後

すでに述べたように、婚姻逐行のための皇室典範増補は制定されたが、皇室裁判令案、王公家軌範案は葬り去られた。しかし、一九〇七（明治四〇）年の公式令と同年皇室典範増補の原則からすれば、皇室裁判令は絶対に必要な法であったし、また王公家軌範も王公族を規制する法がないという現状ではこれも必要な法であった。したがって葬り去られた両案はその後形をかえて再登場することになる。ここでは、朝鮮王世子と梨本宮方子女王との婚姻の行方も含めて、両案の行方について簡単に記しておくこととする。

(i) 婚姻の行方

一九一八（大正七）年一月二八日の皇室典範増補公布により婚姻の一応の法的根拠はできた。あとは施行のみである。二月一日李王家より正式に梨本宮家に婚儀の申し込みがあり、四日梨本宮家から受諾の回答、五日勅許、八

日幣贖式(結納の式)、を経て一三日婚儀告期式にて明年一月二五日に婚儀が行われることになった。⁽²⁾しかし突然の事態がこの婚姻を延期させる。一九一九(大正八)年一月二一日の李太王の死去である。この死去の真相は明らかにならないが、⁽³⁾この死去により李王家では喪に服することになった。李太王の「国」葬は三月三日に定められたが、この時朝鮮全土で勃発したのが朝鮮民族独立運動、いわゆる三・一運動である。三・一運動は、朝鮮の人々の心境が奈辺にあるかを如実に示すものであった。一九二〇(大正九)年四月一八日服喪明け。⁽⁴⁾婚儀が行われたのは四月二八日である。場所は麻布鳥井坂李王世子邸。なおこの日、「特旨」により方子女王に対し、今後も女王の称が用いられることになった。⁽⁵⁾皇族との婚姻ではないが、皇族並みに扱うという処置である。宮内省の「苦心」の跡がうかがわれる。また『三代の天皇と私』によれば、この日方子女王を乗せた馬車が李王世子邸に近づいた時何物かが馬車めがけて手投弾を投げつけたが、この手投弾は不発であった。⁽⁶⁾という。このように様々な悲劇性を秘めながら、婚姻は行われたのであった。

(ii) 皇室裁判令案の行方

皇室裁判令案は、一九二六(大正一五)年九月七日、あらためて一木宮相から若槻内閣に提出される。⁽⁸⁾案は帝室制度審議会で起草されたものであり、全三章三二条の案である。⁽⁹⁾一九一七(大正六)年に寺内内閣に提出された条文が全三編一三一条であったことを考えれば極端なる条文の少なさであった。この理由は、一九一八年時に枢密院審査委員会の多数派が主張していた条文の簡約化がとりいれられたためである。変化はそれだけではない。かつての案が「皇族相互ノ民事訴訟」および「身分訴訟」という字句を使用したのに対して、一九二六年の案は各々に「皇室典範第四十九条ノ訴訟」および「皇室親族令第四十七条ノ規定ニ依ル訴訟」の字句を使用した。またかつての案は「人民

ノ皇族ニ対スル民事訴訟」において、皇族の強制執行に関する条文を設定したが（第一〇三条―一〇七条）、二六年時の案は強制執行の条文を削除した。したがって、皇族に対しては判決以後といえども強制執行はない、ということを示したに等しい。これらの点はおかつての枢密院多数派の意向をくみ入れたものであった。しかし一八八一年時原案反対派の意見がすべてとりいれられていたわけではない。かつて末松謙澄は、①皇室裁判所という名称は「穩当ヲ欠ク」ので「皇族裁判會議」と改めること、②刑事訴訟の条文はすべて削除すること、等を主張していたが、¹⁰二六年時の案はこれらの点については採用していない。しかし、①、②の点は当時の枢密院多数派の意見とは即断できない。なぜなら一九一八（大正七）年六月四日の末松修正要綱の枢密院審査委員会討議においては、裁判機關の名称の問題は数説があつてまとまらなかつたものである。また、末松が主張する刑事訴訟の全文削除は、結局一般法である刑事訴訟法および陸海軍治罪法を適用すればいい、ということからきていた。しかし、この方式は、すでに帝室制度審議會の批判の意見書¹¹でみたように、一九〇七（明治四〇）年皇室典範増補の原則（皇室に関する規定は原則として皇室令で明文化する）を明らかに無視するものであった。皇族の刑事事件を全く一般法にゆだねていいものだろうかという帝室制度審議會の批判はそれなりに説得力をもっている。また万一皇族の刑事事件を一般法に全くゆだねたとしても、そのゆだねたという事を皇室裁判令に明文化する必要がある。さらには、皇族の民事訴訟に関する規定が存在しながら、皇族の刑事訴訟に関する規定がないのはどうみても不自然である。このように末松の全文削除説はもともと無理だったのである。

以上の如く、一九二六年時の皇室裁判令案はかつての枢密院多数派の意見をくみいれながらも、皇室令としての原則は一応保持したものであった。いふなれば伊東は名をすてて実をとつたのである。

皇室裁判令案が枢密院に諮詢されたのは一〇月九日である⁽¹²⁾。しかし、法案自体に若干の不備を生じ、十一月四日宮内省より訂正の上枢密院へ下付されている。審査委員の指定は一〇月二二日。委員長が金子堅太郎、委員は平山成信、大森鐘一、松室致、江木千之、田健治郎、荒井堅太郎⁽¹³⁾。審査委員会は、一〇月二七日、十一月二日の二回でおわっている⁽¹⁵⁾。ただし、十一月一日追加案があったために、この日審査委員会を急遽開き追加案を了承し⁽¹⁶⁾、さらに同日枢密院本会議において全会一致で可決されている⁽¹⁷⁾。

皇室裁判令が皇室令第一六号として制定公布されるのは同年一二月一日である⁽¹⁸⁾。

(四) 王公家軌範案の行方

一九一八(大正七)年に枢密院に諮詢された王公家軌範案は皇室令案であった。王公族を国法上皇族に準ずるものとする帝室制度審議会の方針からすれば当然であった。しかし枢密院多数派は、王公族を国法上皇族に準ずるものとは認めないから、皇室令でもって制定するのではなく、「憲法上ノ立法事項」、すなわち法律で制定されるべきものとした。この点は全く相いれないものであった。伊東は皇室令案でその後も制定の努力の重ねるが、順調には進展しなかつたらしい⁽¹⁹⁾。一九二六(大正一五)年に再度王公家軌範を制定しようとした伊東・宮内省は両者の折衷の形をとろうとした。それは、原則としてはかつて枢密院多数派が主張した王公族は国法上皇族に準じるものとしないう意見をいれながら、王公家規範案を皇室令で公布するという方式である。具体的には、「王族及公族ノ権義ニ関シテハ皇室令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得 王族又ハ公族ト一般臣民トニ渉ル事項ニシテ各適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規定ニ依ル 第一項ノ命令ハ法律中特ニ王族又ハ公族ニ適用スヘキモノトシタル規定ニ違背スルコトナシ⁽²⁰⁾」との「王公族ノ権義ニ関スル法律」を帝国議会の議決を経て制定する、そしてこの法律を前提にして皇室令をも

って王公家軌範を制定する、という方式である。皇族に関する規定は通常皇室令で公布するものであるから、まず法律を制定するという方式は、明らかに王公族は国法上皇族ではない、という意志表明であった。にもかかわらずその法律を前提にして皇室令で王公家軌範を制定するという方式は、王公族がいかに優遇されるべき存在であるかを示すものであった。

前述した内容の「王公族の権義に関する法律案」は、一九二六（大正一五）年三月一三日、政府提出案として第五十一議会に提出される。まず貴族院で先議され、三月一八日満場一致で可決⁽²¹⁾。ついで衆議院に回され、三月二三日これも満場一致で可決⁽²²⁾。貴族院・衆議院とも一人の異議もなかった。

これを前提として、同年一〇月六日、宮内省より若槻内閣に王公家軌範案が提出され、二六日内閣はこの案を閣議決定する⁽²⁴⁾。この案は二一五条⁽²⁵⁾。かつての案が二一三条であるから条文の数からいえば大きな違いはない。ただし条文の重要な点での相違があった。第一は皇室裁判令の適用の問題である。かつての案は第二十三条で「王公族ニハ皇族ニ準シテ皇室裁判令ヲ適用ス」となっていたが、二六年時の案は、第二十八条で「皇室裁判令中皇族ニ関スル規定ハ第一章第一節ノ規定ヲ除クノ外王公族ニ之ヲ適用ス」とした。「第一章第一節」とは、皇族相互の民事訴訟に関する規定である。かつての案の場合、皇室裁判令の王公族への適用の場合除外例を設定しなかった。したがって皇族と王公族の民事訴訟の場合でも、国法上では皇族相互の民事訴訟になる。王公族は国法上皇族に準ずるものという大前提からして当然である。しかし、二六年時の案では、王公族は国法上皇族ではないという前提があるから、皇族相互の民事訴訟に関する規定は王公族には適用しないことになった。第二は皇族女子と王公族の婚姻規定の問題である。かつての案は、第一百十二条において「皇族女子王公族ニ嫁スルトキハ結婚ノ礼ヲ行フ 前賢所皇靈殿神殿ニ謁シ且天皇

皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス」となっていた。この条文が紛争の火種になったことはすでに述べた。二六年時の案ではこの規定を全く削除した。すでに一九一八年皇室典範増補の存在と王公族は国法上皇族ではないという前提がある以上そのことは必然であった。以上の如く王公家軌範案は皇室令という形式をとりながらも、内容上はかつての枢密院多数派の意図が色濃く反映されたのである。

この王公家軌範案は、一月二十九日枢密院に諮詢される⁽²⁶⁾。審査委員は、委員長が伊東巳代治、委員が石黒忠憲、山県伊三郎、山川健次郎、黒田長成、江木千之、内田康哉、田健治郎、荒井賢太郎⁽²⁷⁾。審査委員会は第一回目が一月一日⁽²⁸⁾。第二回目が同月三日。この間全く問題がなく、一月二〇日の枢密院会議でもさしたる議論もなく決議される⁽²⁹⁾。王公族は皇族について優遇される存在ではあっても、国法上皇族と同じ存在ではない、という点を前提にしての案であったから当然の結果であった。

このようにして「王公族の権義に関する法律」は法律第八三号として、王公家軌範は皇室令第十七号として、皇室裁判令公布と同日の一月一日制定公布される⁽³⁰⁾。

帝室制度審議会は、皇室裁判令、王公家軌範の制定が確実になった一九二六(大正一五)年一月二七日、命によりその任務を終了し、廃止となる⁽³¹⁾。

② 紛争の意味

一九一八年の皇室法令をめぐる紛争の意味をこれまで明らかにした事実等から考えてみたい。

第一に、この紛争が「コップの中の嵐」のようなきわめて小規模な紛争に終始した意味を考えたい。筆者は、この

紛争が当時の寺内・原内閣の諸政策の遂行過程に何らかの影響を及ぼしはしなかったかを注視したが、とくに影響を及ぼした形跡はない。要するに紛争の波及効果は表面的には全くなかったといつてよい。では、なぜ波及効果がなかったのか。一つの理由は、いうまでもなく皇室法令をめぐる紛争であったからである。皇室にかんする議論は一八九（明治二二）年に「家法」として皇室典範が制定されて以後、制度的に一定の枠の中におさえこまれた。要するに帝国議會は皇室問題に干与する権限はなかった。唯一の例外は、皇室經費の増額の際帝国議會の協賛権（大日本帝國憲法第六十六條）のみであった。皇室にかんする論議を行いうる機関は、内閣、宮内省、樞密院、皇族會議、皇室制度（憲法第六十六條）のみであった。皇室に上る論議を行いうる機関は、内閣、宮内省、樞密院、皇族會議、皇室制度について審議し法案を制定する機関（たとえば一八八八年設置の臨時皇室制度取調局、一八九九年設置の皇室制度調査局、一九一六年設置の皇室制度審議會）であり、それ以上の広がりをもたなかった。したがって制度的観点からみて紛争は小規模にならざるをえない必然性がある。

しかし、皇室をめぐる論議が以上の制度的枠組をこえる可能性がなかったわけではない。現に皇室をめぐる論議が大きな紛争にまで発展した事件は存在した。一九二〇（大正九）年から翌年にかけての所謂宮中某重大事件⁽³²⁾（皇太子と久邇宮良子女王の婚姻問題をめぐる紛争）がそれである。この事件は、一度「御内定」をへた婚姻問題は久邇宮家が辞退しないかぎり解消の方法が現実にはなかったという点で、制度論的観点からも注目される事件であるが、議會を使わなくても権力各機関外でも皇室に関する論議が拡大してゆく可能性を如実に示していた。

これに対して一九一八年の紛争はそのような拡大を示さなかった。その理由として宮内省がそれぞれの局面で紛争を収拾させたことをみおとすことはできない。皇室裁判令案も王公家軌範案も紛議が深化する前に宮内省・伊東が案を撤回する形で収拾した。皇室典範改正問題は、宮内省がイニシアチブをにぎり典範増補を実現し、その後は典範解

積の玉虫化をはかることよって伊東らの辞表を撤回させた。要するに宮内省は一貫して山県系の意向を入れながらも紛争の収拾のイニシアチブをにぎった。ここに皇室問題を一定の制度的枠組の中におさめようとする宮内省という機関の本質的性格がよくあらわれている。

第二に、一九一八年に皇室裁判令案が登場し、それが枢密院で排斥された背景を考えてみたい。皇室裁判令案の登場が、一九〇七年公式令制定による皇室令の登場と同年の皇室典範増補の結果であることはすでに述べた。⁽³³⁾ この公式令にもとづく制度が天皇機関説にのっとるものである、とする次のような言がある。

夫れから同年（一八三五年—高久注）九月の初め頃と思ひます。（久原が—高久注）私宅に訪ねて来まして、私が当時機関説問題の研究をして居るのを見たものですから、自然に機関説の話となりました。私は、「機関説が学説として表面に現れたのは、明治になってからであるけれど、其思想は儒教仏教が日本に這入って来た時に始まるもので、現在の制度は機関説として出来て居る、決して学説に止まって居ない、其一例として、公式令などは、明らかかなものである、夫れで此機関説に就て、一木や美濃部を責めるのは当たらない、国民全体が陛下に対してお詫び申上げるべきものである」と云ふ意味の説明をしました。

すると久原は、「非常に結構な話を聞いた」と喜んで、「是非研究を書いて呉れ」と云って約一時間も話して帰宅したと思ひます⁽³⁴⁾（傍点筆者）。

この言は、一九三六（昭和一一）年の二・二六事件後、右翼浪人亀川哲也が政友会久原房之助との関係にふれた供述の中の一部である。いうまでもなく亀川は天皇機関説を排撃する立場の人間である。その亀川が、天皇機関説はたんなる学説ではなく、制度として定着しており、その一例が公式令である、という指摘は興味深い。公式令制定の際、いかなる場所においても「天皇機関説」なる用語が使用されたことは勿論ない。しかし用語はともあれ、公式令制定

の意図の一つは、明確なる皇室の國家機關化であった。すでにふれたように、伊東巳代治は、「公文式ヲ改正スヘキ理由」として、「今日ノ急務ハ皇室ノ内事ヲ以テ全然國家ニ關係スルコト無シトシタル主義ヲ一転シ、我國公權ノ沿革ニヨリ、自然ニ定マレル關係ニ立戻リテ、皇室ノ例規モ亦國家ニ向テ有効ナル所以ヲ明ニスルニ在レ」と、指摘していた。要するにこのような位置づけから、皇室を規制する皇室令という新たな國家の法種を登場させ、それを公布のルートにのせることによって、皇室を國家機關化したのである。このような位置づけによって制定された公式令は、伊東の意識はともかくとして、國家法人説にたつものであった。公式令制定の背景意識と天皇機關説とは同じ國家法人説という土壤において共通している。したがって、公式令にもとづく制度が天皇機關説を背景にしているという亀川の漠然たる意見は、ニュアンスだけをとるならば、けっしてまちがっているとはいえない。

ただし、公式令の結果創られた皇室令の法の対象と天皇機關説とは大きな違いがあった。皇室令が対象にしたのは、天皇ではなく、皇族であったことである（皇族の存在形態を規制する典型的な皇室令として、一九一〇年公布の皇族身位令をあげることができる）。天皇を直接的に規制する皇室令は存在しなかったのである。天皇と皇族とは画然と区別されるものであった。しかし、天皇を直接規制の対象にしなくても、公式令による皇室令の登場はなにか皇室全体が規制の対象となる雰囲気を有していたし、また皇族が國家の法によって規制されるということが明確になったこともなにか神聖なものに足をふみいれたような雰囲気もあった（公式令制定者にとって皇族に皇室令を適用するという方針は、皇族そのものを制度的に權威集團化する意図のもとに行われたことであつたが）。したがって、すでにふれたように、公式令制定にあつても、第一次桂内閣の屬僚の間からは「皇室に關する事項を全然削除すべし」という「俗論」がうみだされたりしたのである。要するに、公式令による皇室をめぐる大法系の整備は、それに対する否定的雰囲気を内包しながら

らすすめられたのである。

ともかくその公式令制定の結果、皇室令である皇室裁判令案が起案された。この案は天皇を対象にはしていない。したがって本来の性格からいえば「皇族裁判令案」であった。天皇機関説を排斥していた平沼騏一郎⁽³⁸⁾が、この案を推進したのは一見奇意な感もうけるが、それはこの案が天皇を対象にしていなかったためである。天皇を対象としない皇室の法大系の整備は平沼にとっても推進する立場にあった。しかし枢密院審査委員の多くの考えは違った。彼らは法大系の整備のみを推進する立場にはない。彼らはその法の制定が社会にどのような印象を与えるかを気にしたのである。末松が論理としては破綻しながらも条文の表現にこだわったのは法案の社会的印象を気にしたのである。浜尾新も同様であった。「平沼騏一郎回顧録」によれば、いつの時点か不明であるが、浜尾は平沼に対し「一体皇室を裁判するのは不都合である」といった、という。平沼が「あれは規則があるから定めねばなりません」というと、浜尾はやはり「皇室を裁判するのは不都合だ」と連発した。⁽⁴⁰⁾「あれは規則があるから……」という平沼の立場は、一九〇七年皇室典範増補の原則（皇族については原則として法律や勅令を適用せず、皇室令を適用する）がある以上、遅かれ早かれ皇室裁判令案制定は必然である、という考えからきている。浜尾の場合は理屈ではない。ただ印象で反対したのである。

日露戦争から大正期にかけて天皇機関説が静かに官界に浸透していくとともに、一方において天皇制イデオロギー（一応ここでは、天皇は神であり、君徳体であり、政治的軍事的絶対者であるとするイデオロギー、として理解しておきたい。）も急速に民衆の中に浸透していった。天皇制イデオロギーは、大正期には大正天皇の資質と社会主義思想・民本主義思想の拡大ゆえに、常に稀薄化される危険性を有しながらも、むしろ明治期に比し抽象化の度をすすめながら浸透して

いったと思われる。いわば天皇機関説も天皇帝イデオロギーも、両者は矛盾する存在でありながら併行して進展していく。

皇室の法的整備とその社会的印象の相剋という性格をもつ皇室裁判令案をめぐる紛争は、天皇機関説と天皇帝イデオロギーとの相剋だということは勿論できない。しかし、国家法人説がかなりの影響力をもち、それに対する否定的印象が拡大していこうとした時代状況の一産物であった、といえなくもない。このバランスは昭和期になり大きくずれてゆく。

第三に、日本帝国主義の朝鮮支配の歴史過程の中で王公家軌範・皇室典範増補をめぐる紛争の意味を考えてみたい。要するにこの紛争は、李王家の一族をどうとりあつかうかという紛争であった。伊東、平沼、岡野らは王公族を国法上は皇族に準ずるものと位置づけなければ朝鮮統治上の一大障害になる、と考えていた。とりわけ伊東、岡野は韓国併合時、朝鮮関係法令の起草にたずさわった経験からこの考えが強かったと思われる。一方、枢密院審査委員の多くは、王公族を国法上皇族に準ずるものと認めることは「皇統」の破壊とうけとったと思われる。彼らからすれば、皇族と王公族の法的位置づけは別にせねばならない、王公族は皇族よりも身分が下であらねばならぬ、と考えていた。彼らは朝鮮統治は勿論重要であるとしても、「皇統の維持」と国内の社会的印象のほうにより重要性を認識していた。婚姻を絶対的に成立せしめねばならない立場であった宮内省の寝返りにより、紛争は伊東らの負けにおわった。もともとその敗北は宮内省・波多野の玉虫色解釈によってかなりぼやけた、いわばオブラートに包まれた敗北ではあったが。

ではこの敗北の結果、朝鮮統治上なんらかの障害がおこったか。否である。障害らしきものは何もおこらなかった。

おこらなかつたのは敗北がオブラートに包まれていたためか。そうではあるまい。要するにこの時期李王家の存在は伊東が考えていた程朝鮮の人々にとって重要なものではなかつた。ハーグ密使事件を機に強制的に讓位させられた李太王(高宗)に対してであれば、一定の「反日的行動」ゆえに朝鮮の人々の内にはなんらかの愛着を感じていた人々も存在していたと思われる⁽⁴¹⁾。したがって、三・一運動勃発時、この人物の死が運動の拡大に一役を買ったことは事実である。しかし韓国併合で民族を売り渡した李王(李拓)やその弟で後継者でもある李王世子(李垠)に朝鮮の人々になんらかの愛着を感じていたとは思えない⁽⁴²⁾。日本の皇族女子との婚姻は、朝鮮の人々の李王家の一族に対する距離をますます拡大していったと思われる。はるか後のことになるが、「一九六二年、韓国政府によって迎えられた『悲運の王子』一族に対し、心ある韓国人が冷やかな反応を見せた」⁽⁴³⁾ことも、後景からではあるがその事を裏づけている。

そうであれば、王公族は国法上絶対的に皇族に準ずるものと位置づけなければ朝鮮統治上障害になる、とする伊東の危機意識は全くまとはずれであつたことになる。そういう誤解にもとづくこの紛争の意味はなにか。朝鮮の有効な統治という彼らの立場とは裏腹に、全く無駄な紛争であつたといふことができる。精々、問題点をうかびあがらせたという意味で、一九二六年の王公家軌範成立の前提をつくつたにすぎない。伊東らの意識をこえて、この時朝鮮では民族解放運動が進行しつつあつた。やがてそれは三・一運動として爆発する。

(1) 拙稿「大正期皇室法令をめぐる紛争(上)」『社会科学』三三三号 一七一〜一七三頁参照。

(2) 「万朝報」一九一八年二月四日付、二月五日付、二月六日付、二月七日付、二月九日付、二月一〇日付、二月一三日付、二月一四日付。ここで「万朝報」を使用したことに何の意味もない。筆者の勤務先に現物が有り、利用しやすかつたからにすぎない。

(3) 周知の如く毒殺説と病死説がある。ただ、前掲『三代の天皇と私』で梨本伊都子氏は「私たちに李太王の毒殺、血で血を洗う騒動が知られたのは、ずっと後のことでした」(一五二頁)と記している。また李方子氏にも取材して書かれた加瀬英明『天皇家の戦い』(新潮文庫)は、「方子は李太王が大正八年に死んだのは、日本側が毒殺したということもありえると述べている」(三〇〇頁)、と記している。また事実とは到底考えられないが、李太王の死後の朝鮮江原道において「仇讐國ノ王女ヲ其ノ最愛子ニ娶ルハ遺憾ニ堪ヘザルベク今回ノ薨去ハ之ヲ苦痛トシ自殺サレタルモノナルヘシトノ風説」が存在したことをある史料は伝えている(李太王薨去ニ関スル全道民情一般)『現代史資料(凶) 朝鮮(一) 三・一運動(一)』(みすず書房)七三頁)。このような風説は、黄海道にも全羅北道にもあり(同右、七八頁、八二頁)、かなりの広さで広がっていたと思われる。そしてこのような風説の広がりは、朝鮮王世子と梨本宮方子女王の婚姻が、朝鮮の多くの人々にとって歓迎されざることであったことを示している。

(4) 「万朝報」一九二〇年四月一八日付。

(5) 同右 四月二九日付。

(6) 前掲『三代の天皇と私』一五五頁。ただし「万朝報」にはこの事件の記事はない。

(7) その例として、朝鮮支配のために仕組まれたこの婚姻のかげに、一生独身生活を送らねばならなかった閔閔秀という李垠の婚約者がいたことを、加瀬『天皇家の戦い』は記している(二八八頁)。

(8) 「公文類聚」第五十編巻一。

(9) 枢密院秘書課「皇室裁判令案(大正十五年十一月十日決議)」(国立公文書館所蔵)

(10) 前掲拙稿「大正期皇室法令をめぐる紛争(七)」『社会科学』三三号 一九二一―一九七頁参照。

(11) 同右 一九七頁参照。

(12) 注(9)に同じ。

(13) 同右。訂正箇所は二つの条目である。

第二十四条は「皇族ニ対スル刑事訴訟ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外一般ノ法令ニ依ル」という条文であったが、この条文の後に「皇族ニ対スル刑ノ執行手続ハ司法大臣勅裁ヲ経テ之ヲ定ム」という文章が付加された。第二十五条は「陸軍軍法会議法海軍軍法会議法及附属法令ノ規定ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外皇族ニ之ヲ適用ス」という条文であったが、この後に「皇族ニ対スル刑ノ執行手続ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣勅裁ヲ経テ之ヲ定ム」という文が付加された(「公文類聚」第五十編 大正十五年 卷一)。

(14) 注(9)に同じ。

(16) 同右。追加された条文は、「附則」として「第三十三条 宮内大臣ヲ当事者トスル民事ノ訴訟ニシテ本令施行ノ際現ニ繫属スルモノハ仍

- 従前ノ例ニ依ル」という条文である。
- (17) 枢密院秘書課「皇室裁判令案 王公家軌範案 會議筆記(大正十五年十一月十日)」(国立公文書館所蔵)
 - (18) 『法令全書』大正十五年。
 - (19) 『伯爵伊東巳代治』下 三九頁。
 - (20) 枢密院秘書課「王公家軌範案(大正十五年十一月十日決議)」(国立公文書館所蔵)。
 - (21) 『大日本帝國議會誌』第十六卷 二八四頁。
 - (22) 同右 三三八頁。
 - (23) 同右 一二二九頁。
 - (24) 「公文類聚」大正十五年 卷一。
 - (25) 注(20)に同じ。
 - (26) 枢密院秘書課「大正十五年御下付案」(国立公文書館所蔵)。
 - (27)(28) 注(20)に同じ。
 - (29) 注(17)に同じ。
 - (30) 『法令全書』大正十五年。
 - (31) 『伯爵伊東巳代治』下巻 四一頁、六三頁。
 - (32) この事件については升味準之輔『日本政黨史論』第四卷三八八―三九〇頁が山県の心境をもっとも素直に解釈している点で印象深い。
 - (33) 拙稿「大正期皇室法令をめぐる紛争(上)」一七二―一七三頁参照。
 - (34) 松本清張『昭和史発掘』8(文春文庫)八〇頁所引。
 - (35) 伊東巳代治「公文式ノ改正ヲ要スル理由」『伯爵伊東巳代治』下巻 一七頁。
 - (36) 「天皇機関説」なる用語をどのように定義づけるかはむずかしい。この用語を使用する人間によって多様な定義がなりたちうるし、また歴史的にみて用語が勝手に一人歩きをした感もする。美濃部辰吉の学説については、柳瀬良幹氏の次の言が興味深い。「統治権の主体は國家で天皇はその國家の機関であるという考からは政治の運用についての何等の結論も出て来るものではなく、それはそれらの事實を認めたと上でそれを合理的に説明する役目を果たすだけのもので、その意味で純粹の理論に属するものであるというのが博士の考であつたらしいと思われることである」(『元首と機関』八八頁)。この点を首肯するとするならば、美濃部の学説と公式令制定にあたって尽力した伊東巳代治・穂積八束らの考との相違をそれ程大きなものとして考える必要はない、と思われる。天皇あるいは皇室を國家の法という大きな網でお

おうという志向では同一であるからである。現に、美濃部は上杉慎吉との論争において、穂積は「国家法人説」を是認しており、穂積の所説と自分が『憲法講話』で述べた思想は大体において異なる所はない、と述べている（美濃部辰吉「上杉博士の『国体に関する異説』を讀む」星島二郎編『最近憲法論』四六〇四七頁、大正十四年版）。

(37) 拙稿「大正期皇室法令をめぐる紛争（上）」一七三頁参照。

(38) 『平沼騏一郎回顧録』三四頁参照。

(39) 同右、九七頁参照。

(40) 同右、九八頁参照。

(41) 前掲『現代史資料』朝鮮（一）三・一運動（一）』（みすず書房刊）に収載している朝鮮総督府警務局の「李太王薨去ニ関スル全道民情一般」と題された公文書は、朝鮮の人々が李太王に対して抱いていた各種の感慨の一端を知らせてくれる。この史料は、江原道、全羅南道、黄海道、全羅北道において「衷心ヨリ哀悼ノ意ヲ表スト認ムルモノ」、「薨去ニ対シ極メテ冷淡ナリト認ムルモノ」、「薨去ニ対シ毫モ意ニ介セス反テ冷評ヲ試ムルカ如キモノ」、「流言蜚語」などにわけて、朝鮮各地の各階層が李太王の死をどううけとめたかを記している。

(42) 注(41)の史料をみれば、朝鮮の人々は李太王に対しても、その死の直後はかなり冷淡な態度をとる人々が多かったことを、知ることができらる。

(43) 前掲『日本の朝鮮支配政策史研究』一七九頁。